

消防救急デジタル無線携帯型無線機購入業務  
仕様書

令和8年4月

精華町消防本部

## 消防救急デジタル無線携帯型無線機購入業務 仕様書

### 1 目的

本仕様書は、本町が運用している消防救急デジタル無線システム用携帯型無線装置（以下「携帯無線」という。）の更新に伴い必要となる調整及び整備業務について必要な事項を定めるものである。

### 2 契約範囲

- (1) 本契約は、本町（以下「発注者」という。）と受注者との間で締結されるもので、受注者は、本仕様に基づき携帯無線の更新に伴い必要となる調整及び整備に係る業務を行うこととする。本業務に当たり、諸法令の適用は受注者の責任において行うこと。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに実施計画書及び行程表等の提出を行い、発注者の了承を得ること。また、携帯無線については、工場出荷前に試験成績書の写しを提出すること。  
なお、必要に応じ、作業経過を発注者に報告すること。発注者から報告の要請があった場合も同様とする。
- (3) 受注者は、発注者が現有している携帯無線（陸上移動局15局）の更新及び識別信号の変更に伴い必要となる監督官庁に対する協議、申請及び届出並びにそれに必要な手続きについて、迅速かつ確実に処理し、その内容及び進捗状況を発注者へ報告するとともに、許可書等が発行された場合は、その書類を速やかに提出すること。  
なお、受注者は、電波法に定める登録検査等事業者（陸上移動局）の資格を有すること。
- (4) 受注者は、本委託業務に関して、次のすべての事項を負担すること。
  - ア 本委託業務の履行にかかる一切の諸費用
  - イ 無線局免許申請等に係る一切の経費（監督官庁への移動経費及び説明経費、免許申請手数料等を含む。）
  - ウ 契約不適合責任における追加作業等に要する費用
- (5) 受注者は、本委託業務に伴い不要となる既設装置（付属品を含む。）を撤去すること。  
なお、撤去に伴い発生した不要物品の排出事業者については受注者とする。廃棄後は速やかに廃棄日時、担当者名及び処理内容（証拠写真を含む。）を記録した証明書等により発注者に報告すること。また、携帯無線については、再利用不可能な状態まで物理的に破壊したうえで適切に処分し、廃棄を委託した全てのM-CELPが破壊されたことが確認できる写真等を提出すること。
- (6) 受注者は、本委託業務で知り得た情報を第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### 3 履行期限

令和9年3月31日（水）

### 4 履行場所

京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字寄田長31番地 精華町消防本部

### 5 仕様変更等

- (1) 契約後、発注者の都合又は監督官庁の指導により仕様を変更する場合は、発注者は受注者と協議のうえ変更ができるものとする。

(2) 前項の変更に伴う金額の増減については、発注者は受注者と協議のうえ定めるものとする。

ただし、軽微な変更に伴う金額の増減は行わないこと。

(3) 受注者の都合により設計内容を変更する場合は、変更後の性能が本仕様と同等以上と認められ、かつ、変更の内容及び理由がやむを得ないものと認められた場合に限り発注者が承認する。

## 6 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合、発注者は受注者と協議のうえ定めるものとする。

## 7 必要要件

(1) 携帯無線に実装する消防救急デジタル無線の周波数等（以下「L」は移動局波、「H」は基地局波を示す。）

ア 送信周波数

(ア) 活動波：活動波 1 L～2 L（計 2 波）

(イ) 共通波：統制波 1 L～3 L、主運用波 1 L～7 L（計 10 波）

イ 受信周波数

(ア) 活動波：活動波 1 L～2 L、活動波 1 H～2 H（計 4 波）

(イ) 共通波：統制波 1 L～3 L、統制波 1 H～3 H、  
主運用波 1 L～7 L、主運用波 1 H～7 H（計 20 波）

ウ その他

(ア) 具体的な周波数については、契約後に発注者から受注者に通知する。

(イ) 受注者は、契約後に発注者と協議のうえ、発注者が指定するチャンネルグループを実装すること。

(2) 更新数

ア 数量 陸上移動局 15 局

イ 更新する無線機 1 台あたりの基本構成は、以下とすること。

品名	数量	備考
無線装置本体	1 式	アンテナ及びバッテリーを除く。
アンテナ	2 本	
バッテリー	3 個	使用時間：8 時間以上(予備含む)
スピーカーマイク	2 個	
保護ケース	1 式	
ベルトクリップ	1 式	無線装置本体及びスピーカーマイクに付属すること。
ショルダーベルト	1 式	スピーカーマイクの掛け金具含む。
イヤホン	1 式	
充電器	1 式	

※ 納品時には、無線装置本体、アンテナ、バッテリー、スピーカーマイク、保護ケース及びベルトクリップの各 1 式を組み合わせた状態にし、その他の構成部品は別添えとすること。

ウ 機能

(ア) 空中線電力：5 W

(イ) 無線装置本体、バッテリー及びスピーカーマイクは、IPX7（JIS 保護等級 7 防浸型：JIS-C-0920 規格以上）相当以上の耐水性能とすること。

- (ウ) 通信方式は1波単信及び2波単信方式に対応可能なこと。
- (エ) 受信音量の調節及びチャンネル切り替えは容易に操作可能なこと。
- (オ) 通話は、スピーカーマイク接続時にはスピーカーマイクで行え、スピーカーマイク非接続時には本体のマイク/スピーカー及びプレスボタンにより本体でも通話が可能なこと。
- (カ) 充電器は据え置き型とし、バッテリー単独の状態及びバッテリーを無線装置本体（ベルトクリップ付属状態）に装着した状態で充電可能なこと。また、充電器のLEDで充電中・充電完了の各状態が確認可能なこと。
- (キ) 設定したチャンネルにおいて、チャンネルスキャンが自動的に動作すること。  
なお、スキャン機能はON/OFFを設定可能にすること。
- (ク) 無線装置本体及びスピーカーマイクの見やすい場所に無線局の呼出し名称等を表示させること。
- (ケ) 識別信号の変更については、契約後に発注者から受注者に通知する。

## 8 納品時検査

納品時に、員数検査、外観検査及び通信試験を行う。

## 9 成果物

- (1) 完成図書 1部（機器仕様、外観図及び取扱説明書を含む。）
- (2) 試験成績書 1部
- (3) 無線局関係書類 1部（監督官庁に提出した書類の副本を含む。）
- (4) 廃棄証明書 1部（発注者から当該証明書等の提出期限の指定を求められ場合には、これらに応じること。）

また、上記図書について電子媒体（CD-R等）で2部納入すること。

なお、電子媒体の納品については、Microsoft Windowsで読込可能な形式で納品すること。また、ファイルはMicrosoft Officeのdocx拡張子、xlsx拡張子又はpptx拡張子のファイル形式で作成すること。ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、発注者と事前に協議のうえ、PDF（Portable Document Format）ファイル形式で作成すること。